

議案第 68 号

盛岡市駐車場条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

盛岡駅西口地区に盛岡市営盛岡駅西口自転車等駐車場が整備されることから、これまで暫定的に駐輪場として利用に供してきた部分を盛岡駅西口地区駐車場として整備し、区画増となる部分の一部に自動二輪車の定期駐車区画を設けようとするものである。

2 改正の内容

自動二輪車の定期駐車区画の新設

(1) 利用可能台数 9台

(2) 供用・出入庫時間 午前零時から午後12時まで

(3) 駐車料金 盛岡駅西口地区駐車場における四輪自動車の定期駐車券の額の2分の1以内の額(3,000円を予定)

3 施行期日

平成22年7月1日